

西脇市総合計画
後期基本計画
【概要版】

(案)

西脇市

後期基本計画策定の趣旨

西脇市では、令和元年度から令和12年度までの12年間を計画期間とする第2次西脇市総合計画を策定し、基本構想において「つながり はぐくみ 未来織りなす 彩り豊かなまち にしわき」を将来像として掲げるとともに、その実現に向けて、前期基本計画で示す施策の展開方針等に基づいて、各分野で計画的なまちづくりを推進してきました。

一方で、計画策定後も、より一層進行する人口減少と少子高齢化、厳しさを増す地方財政、増加傾向にある異常気象など、社会環境の変化は続いており、加えて、令和2年以降に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、新しい生活様式の普及やデジタル技術の進展など、社会の変化を加速させました。

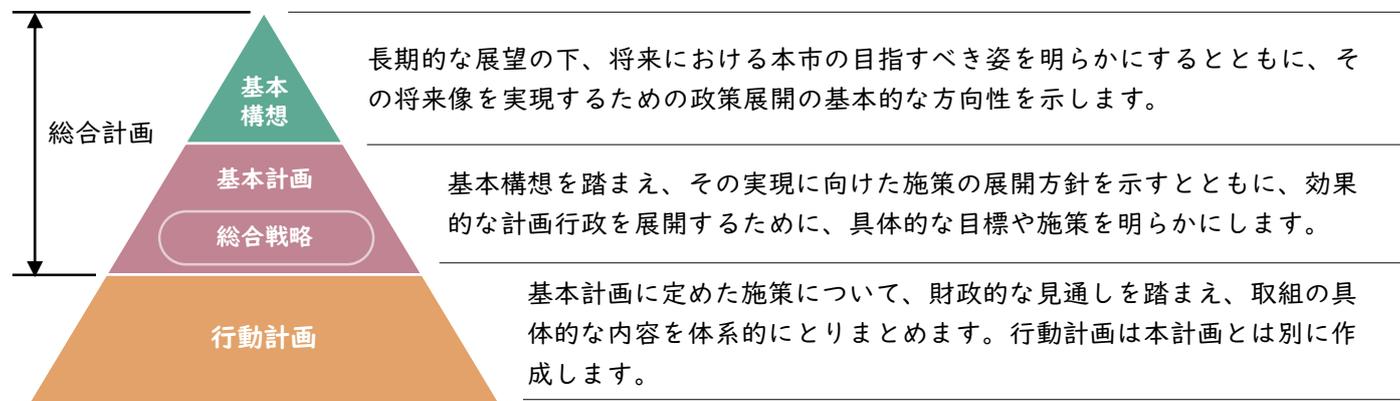
本市においても、人口減少等に伴う人口構造の変化、増加傾向にある社会保障費、公共施設や社会基盤の老朽化、感染症や物価高騰の影響を受ける地域経済、近い将来発生が予見される大規模自然災害など、地域課題は厳しさを増しています。

こうした中、本市が将来にわたって持続可能なまちとして発展し続けていくためには、社会の変化に即した対応、将来を見据えたまちづくりを推進していく必要があります。令和6年度で前期基本計画の計画期間が終了することなども踏まえ、令和7年度を初年度とする第2次西脇市総合計画・後期基本計画（以下「本計画」といいます。）を策定します。

計画の構成

第2次西脇市総合計画は、西脇市自治基本条例の規定に基づいて策定する「本市の最上位計画」であり、「基本構想」「基本計画」「行動計画」の3階層で構成します。

本計画は、このうち「基本計画」となるものであり、基本構想と合わせてまちづくりの方向性を示し、本市の分野別計画や施策・事業の基礎となるものです。また、人口減少をはじめとした地域の課題に効果的かつ計画的に取り組むため、後期基本計画と総合戦略、2つの計画を一体的に策定しました。



後期基本計画の計画期間

令和7年度 → 令和12年度

将来像

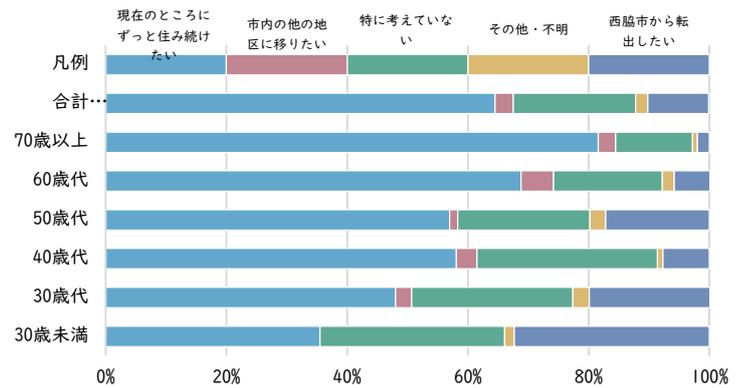
つながり はぐくみ 未来織りなす
彩り豊かなまち にしわき

アンケート調査の結果

●定住意向

- ✓ 8割以上の人が定住の意向
- ✓ 高齢層ほど定住意向が高い傾向
- ✓ 定住意向の理由
「住環境」「まちへの愛着」「防災・治安」など
- ✓ 転出意向の理由
「通勤・通学」の事情、「買い物」「レジャー」の不足など

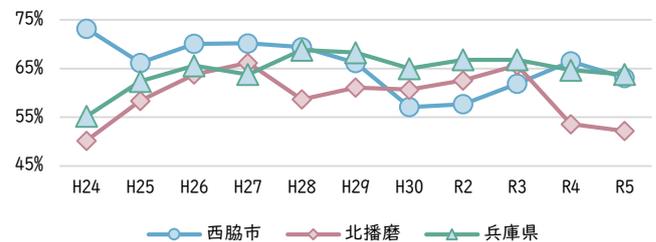
年代別の定住意向



●地域への愛着

- ✓ 平成30年度以降上昇傾向
- ✓ 6割以上の方が本市に好意的
- ✓ 県や北播磨地域よりも高い傾向

地域への愛着（県との比較）



●若者の声

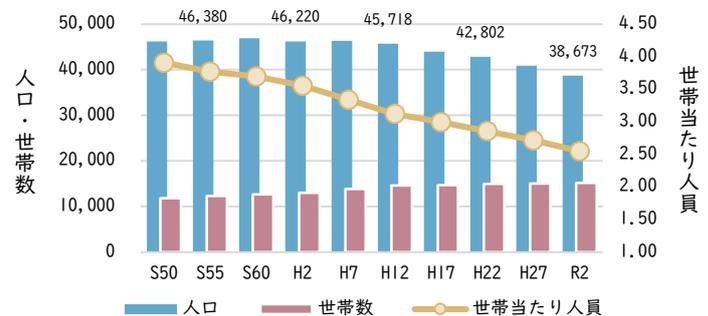
- ✓ 市内在住の高校生の8割以上が本市に対して好意的
- ✓ 高校生の将来の定住意向：「定住意向」「転出意向」「分からない」がおおむね3分の1ずつ
- ✓ 「商業・にぎわいのまち」への期待
- ✓ 「子育て」や「医療福祉」など、福祉的な施策に対する期待も高い

西脇市の人口

●総人口

国勢調査によると、平成7年以降本市は人口減少の局面を迎えており、令和2年の人口は38,673人、世帯数は15,167世帯、世帯当たり人員は2.55人となっています。世帯数は増加傾向にありましたが、核家族化、高齢者単身・夫婦のみ世帯の増加、三世帯同居世帯の減少などを背景に、世帯当たり人員は低下傾向が続いています。

人口・世帯の推移（西脇市）

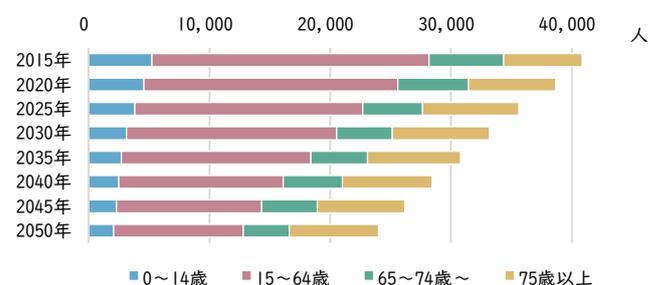


●将来推計人口

社人研が算定した本市の将来推計人口では、2020年と比較して、2030年に約5,000人、2040年に約10,000人減少する見込みで、3万人を割り込むことが予想されています。

0～14歳人口は、2030年に約3,100人となる見込みで、2015年の約5,200人からおおむね4割減となり、その後は緩やかに減少すると見込まれています。

将来推計人口（西脇市）



後期基本計画

つながり はぐくみ 未来織りなす 彩り豊かなまち にしわき

第1章 未来を拓く 次世代が育まれるまち	第2章 つながりによる 安心とうるおいが実感できるまち	第3章 安全で快適な生活基盤が整うまち	第4章 地域特性を生かした 産業とにぎわいがあふれるまち	第5章 生涯活躍・共生社会の実現	第6章 多様な主体による地域自治の確立	第7章 戦略的で持続可能な 行政経営の推進
----------------------------	-----------------------------------	------------------------	------------------------------------	---------------------	------------------------	-----------------------------

持続可能な開発目標（SDGs）

地球規模で人やモノ、資本が流動する社会では、経済危機や気候変動、自然災害、感染症といった地球規模の課題もグローバルに連鎖して発生し、経済成長や貧困・格差・保健等の社会問題にも波及して深刻な影響を及ぼしています。こうした状況を踏まえ、平成27年9月に国連サミットにおいて、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。

2030アジェンダは、「誰一人取り残さない」社会を目指し、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的な取組として作成され、この中で「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が掲げられています。SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、2030年を年限とする17のゴールと169のターゲットで構成されており、持続可能な社会の実現に向けて、先進国・開発途上国を問わず、あらゆるステークホルダーが参画し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことが望まれています。



第1章

未来を拓く
次世代が育まれるまち

1 結婚・妊娠・出産の希望の実現を支援する

- 結婚の希望の実現を支援します
- 妊娠と出産を支援します
- 家庭や命の大切さを伝えます

2 子育てにやさしい環境をつくる

- 子どもの健やかな成長を支援します
- 支援が必要な子どもをサポートします
- 孤立しない子育て環境をつくります
- 子育ての経済的な負担を軽減します

3 地域とともに子どもを守る

- 虐待を未然に防止します
- いじめ・不登校対策を進めます
- 子どもの貧困対策を進めます
- 犯罪や事故から守ります
- 子どもの権利・意見を大切にします

4 就学前教育と保育を充実する

- 就学前教育・保育の質を高めます
- 就学前教育・保育施設の運営を支援します
- 放課後の居場所をつくります

5 学校教育を充実する

- 確かな学力を育みます
- 豊かな心と健やかな体を育みます
- 教職員の資質向上・働き方改革を進めます

6 教育を支える環境を整える

- 学習環境規模の適正化を進めます
- 安全・安心で質の高い教育環境を整備します
- 安全・安心でおいしい学校給食を提供します
- 家庭や地域と連携します
- 適切な教育機会を確保します

第2章

つながりによる安心と
うるおいが実感できるまち

1 地域福祉を充実する

- 地域福祉を支える人材を育成・確保します
- 市民主体の地域福祉活動を支援します
- 地域の安心ネットワークをつくります

2 地域医療を守る

- 地域の医療体制を守ります
- 地域の医療従事者を育成・確保します
- 救急医療の体制を充実します

3 市立西脇病院の機能を強化する

- 病院事業の経営基盤を強化します
- 診療体制を充実します
- 西脇病院の医療従事者を確保・育成します
- 病病連携・病診連携を推進します
- 災害時・救急時の医療体制を確保します

4 高齢者福祉を充実する

- 高齢者の生活を支援します
- 介護サービスの利用基盤を整えます
- 地域包括ケアシステムを推進します
- 認知症の人やその家族を支援します

5 障害者福祉を充実する

- 障害のある人の生活を支援します
- 障害のある人の社会参加を支援します
- 障害への理解を広げます

6 社会保障制度を適正に運営する

- 生活保護制度を適正に運営します
- 介護保険制度を適正に運営します
- 国民健康保険制度を適正に運営します
- 後期高齢者医療制度を適正に運営します
- 国民年金制度を啓発・推進します

第2章

つながりによる安心と
うるおいが実感できるまち

7 社会的な自立を支援する

- 生活困窮者等の自立を支援します
- ひとり親家庭を支援します
- 成年後見制度の利用を促進します

8 環境にやさしい市民生活を進める

- ごみの減量を進めます
- カーボンニュートラルに向けた取組を進めます
- 環境を守る意識を高めます

9 地域の防災力を高める

- 自主防災組織の活動を支援します
- 消防団の活動を支援します
- 市民の防災意識を高めます

10 犯罪・事故に遭わない地域をつくる

- 交通安全を推進します
- 消費者の生活を守ります
- 防犯対策を推進します

第3章

安全で快適な
生活基盤が整うまち

1 防災基盤を整備する

- 消防力を強化します
- 防災拠点の機能を強化します
- 危機管理体制を強化します
- 浸水対策や土砂災害対策を進めます

2 道路を整備する

- 広域・地域幹線道路を整備します
- 生活道路を整備します
- 道路施設の長寿命化を進めます
- 人にやさしい道路空間を整備します

3 公共交通を守る

- 公共交通ネットワークを維持します
- 公共交通の利便性を高めます
- 公共交通の利用を促進します

4 水道供給と汚水処理を行う

- 持続可能な上下水道経営を行います
- 安全な水を安定供給します
- 汚水処理を行います

5 生活環境を守る

- ごみ処理施設の整備・運営を行います
- 公害防止と廃棄物の適正処理を進めます
- まちを衛生的にします
- 身近にあるきれいな環境を守ります

6 計画的な都市づくりを進める

- 効果的な土地利用を進めます
- 魅力ある市街地をつくります
- 良好な公共空間を形成します

7 快適な住まいづくりを進める

- 市営住宅を供給します
- 良質な住宅を増やします
- 空き家・空き地を適正に管理します
- 移住・定住を支援します



第4章

地域特性を生かした産業と
にぎわいがあふれるまち

1 地域に根ざした商工業を振興する

- 地場産業の競争力を強化します
- 中小企業の経営を支援します
- 商業のにぎわいをつくります
- 商工業の生産性向上を図ります

2 農林業の基盤を強化する

- 農業の担い手を育成します
- 農業の生産性向上を図ります
- 農業の生産基盤を整えます
- 森林を保全・管理します

3 魅力ある農畜産物を生産する

- ブランド農畜産物を振興します
- 特色ある農産物の生産を進めます
- 農産物の地産地消を進めます

4 観光・交流を振興する

- 地域資源を生かした観光交流を進めます
- 観光交流の基盤を整えます
- 広域的・国際的な観光交流を進めます
- 戦略的に観光情報を発信します

5 新たな産業を創出する

- 企業立地を推進します
- 産業用地の確保を進めます
- 起業・創業を支援します

6 就業環境を整える

- 就業機会の拡大を図ります
- 産業人材の確保・育成を支援します
- 就労しやすい環境を整えます

第5章

生涯活躍・共生社会の実現

1 健康づくり習慣の定着を進める

- 健康的な生活習慣の定着を促進します
- 疾病の予防と早期発見を促進します
- 食を通じた健康づくりを促進します
- メンタルヘルスの向上を進めます

2 自然に健康になれる地域づくりを進める

- 地域主体の健康づくりを推進します
- 高齢者の社会参加を促進します
- 健康づくりの支援環境を整えます

3 生涯学習を充実する

- 生涯学習事業を行います
- 生涯学習の推進体制を確立します
- 図書館サービスを充実します

4 文化芸術・スポーツを振興する

- 文化芸術活動を支援します
- スポーツ活動を支援します
- 文化・スポーツを支える環境を整備します
- 文化財の保存・活用を推進します

5 男女がともに輝く社会を実現する

- 性別による固定的な役割分担意識を解消します
- 女性が活躍できる就業環境を整えます
- 男女共同参画の推進体制を整えます
- DV等の困難な問題を抱える女性を支援します

6 人権文化を創造する

- 人権文化をすすめる市民運動を推進します
- 身近な人権の理解を広げます
- 隣保館活動を充実します
- 多文化共生と平和の意識を高めます

第6章

多様な主体による
地域自治の確立

1 参画と協働のまちづくりを進める

- 参画と協働の意識を高めます
- 市政への市民参画の機会を充実します
- 選挙制度への理解と関心を高めます

2 持続可能なコミュニティをつくる

- 地区からのまちづくりを推進します
- 公益的な市民活動を支援します
- 持続的なまちづくり活動を促進します

3 開かれた市政を行う

- 広報活動を推進します
- 広聴活動を推進します
- 行政情報の公開を推進します

4 西脇への関心を高める

- 西脇プライドを醸成します
- 良好な都市イメージを発信します
- 高校・大学との連携を推進します

第7章

戦略的で持続可能な
行政経営の推進

1 行政資源の有効活用を図る

- 効果的・効率的な行政経営を推進します
- 自治体DXを推進します
- 広域的な連携を推進します

2 持続可能な財政運営を行う

- 健全な財政運営を行います
- 税収を確保します
- 有利な財源を獲得・活用します
- 公共施設マネジメントを推進します

3 機能的な組織運営を行う

- 機能的な組織を確立します
- 組織を支える人材を育成します
- 働きやすい職場環境を整えます

4 行政事務を適正に執行する

- 行政情報の適切な管理を行います
- 公正で透明性の高い契約事務を行います
- 適正な会計処理を行います
- 監査業務を行います
- 公平審査事務を行います

5 分かりやすく利便性の高い窓口業務を行う

- 窓口サービスを充実します
- 窓口サービスのデジタル活用を推進します
- 安心できる相談業務を行います

西脇市総合計画

— 後期基本計画【概要版】（案） —

令和6年12月 策定

発行者：西脇市

編集：市長公室政策推進課

〒677-8511 兵庫県西脇市下戸田128番地の1

TEL：0795-22-3111(代) FAX：0795-22-1014

URL：https://www.city.nishiwaki.lg.jp/